奈良県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成十八年分の収支報告書について、奈良県社会保険労務士政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成十九年九月奈良県選挙管理委員会告示第七十号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年五月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

表奈良県社会保険労務士政治連盟の項収入総額欄中

「

1,850,595	998,999	

」を

「

1,896,595	1,044,999	851,596

」に改め、同項支出総額欄中

「

851,596

」を

「

1,084,8

」に改め、同項翌年繰越額欄中

「

765,771

」を

「

775,771

」に改め、同項その他の経費欄中

「

24

」を

「

1,120,824

」に改め、同項政治活動費計欄中

「

71,019

」を

「

81,019

」に改め、同項政治活動費計欄中

「

596,619 (　　0)

」を

「

606,619 (　　0)

」

「　　」に改める。